

教総第 1509 号
平成23年3月30日

各課所館長 様

教 育 長

「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する規則」の一部改正に伴う関係規定の改正について（通知）

「職員の育児休業等に関する条例」（平成4年埼玉県条例第6号。以下「条例」という。）及び「職員の育児休業等に関する規則」（平成20年埼玉県人事委員会規則第18-6。以下「規則」という。）の一部が別添のとおり改正され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

ついては、「育児休業等の運用について（平成4年3月30日付け教総第765号）」等、関連する規定の一部を別紙のとおり改正しましたので、適切な事務処理をお願いします。

なお、主な改正点については、下記のとおりです。

記

1 職員の育児休業等に関する条例

（1）別紙の改正概要のとおり。

2 職員の育児休業等に関する規則

（1）別紙の改正概要のとおり。

3 育児休業等の運用について

- （1）「配偶者」については、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含むこととした。
- （2）非常勤職員を対象とした育児休業及び部分休業の制度の新設に伴い、規定を整備した。

4 埼玉県教育局等職員服務規程

- （1）今回の条例の改正に伴い、様式を整備した（様式第19号の2「育児休業承認請求書」）。

5 施行時期

平成23年4月1日

担 当 総務課 人事担当
松本・矢島

電 話 048-830-6622

「職員の育児休業等に関する条例」及び 「職員の育児休業等に関する規則」の改正概要

1 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な条件を満たす非常勤職員について、育児休業等を行うことができるものとするもの。

2 内 容

(1) 非常勤職員の育児休業制度の新設

①対象となる非常勤職員（ア～ウの全てを満たす職員）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 子の1歳に達する日を超えて、引き続き在職することが見込まれる非常勤職員

ウ 週3日以上又は年間121日以上勤務する非常勤職員

②育児休業の取得期間：子が1歳に達する日まで

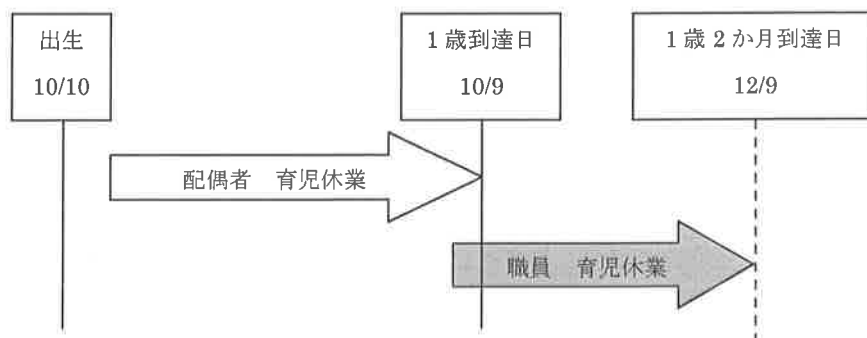
ただし、下記ア、イの場合は次のとおり

ア 配偶者が子が1歳に達する日までに育児休業を取得した場合：

子が1歳2か月に達する日まで

○ 子が1歳2か月に達するまで取得出来る場合

職員の配偶者が、子が1歳に達する日以前のいずれかの日において、育児休業を取得している場合には「養育する子が1歳2か月に達するまで」取得出来る。



イ 保育所に入所できない又は配偶者が養育困難等の場合：

子が1歳6か月に達する日まで

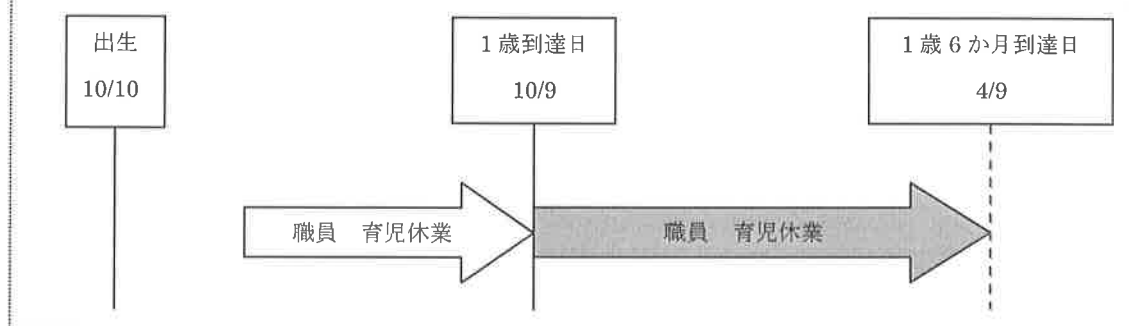
○ 子が1歳6か月に達するまで取得できる場合

子が1歳に達する日に、両親のどちらかが育児休業を取得していて、人事委員会規則で定める場合※に該当する場合には「養育する子が1歳6か月に達するまで」取得出来る。

※人事委員会規則で定める場合

①保育所への入所を希望しているが、入所できない場合。

②1歳以降子を養育する予定だった配偶者が、死亡、負傷、疾病、子と同居しない、産前産後休暇期間中等の事情により養育困難となった場合



(2) 非常勤職員の部分休業制度の新設

①対象となる非常勤職員（ア～ウの全てを満たす職員）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 週3日以上又は年間121日以上非常勤職員

ウ 1日の勤務時間が6時間15分超の非常勤職員

②部分休業の取得時間

ア 1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間

イ 1日の勤務時間から育児時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間

※労働基準法に規定する育児時間を取得している非常勤職員はイが適用となり、それ以外の職員はアが適用となる。

3 留意事項

○不利益取扱いの禁止

地方公務員育児休業法等により、育児休業及び部分休業をしようとしたこと又はしたことを理由として、職員を不利益に取り扱うことは禁止されている。

【不利益取扱いの例】

- ・ 育児休業等を取得したことのみに基づき、再度の採用を行わないこと
- ・ 育児休業等をしようとしたことのみに基づき、週 29 時間勤務から週 18 時間勤務に変更すること。

4 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日